

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第5項の規定に基づく随時監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年12月26日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	斎藤武弘
同	斉藤栄治

記

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等

教育委員会 社会教育青少年課、スポーツ保健課、学校給食センター、山寺小学校、滝山小学校、宮浦小学校、蔵王第一小学校、蔵王第二小学校、蔵王第三小学校、南山形小学校、本沢小学校、山寺中学校、蔵王第一中学校、蔵王第二中学校

(2) 監査の期間

平成30年11月6日から平成30年12月25日まで

(3) 監査の範囲

平成29年度の事務事業の執行状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(5) 監査の結果

別記1のとおり

2 随時監査

(1) 監査の対象部課等

教育委員会 管理課

(2) 監査の期間

平成30年11月1日から平成30年12月25日まで

(3) 監査の範囲

平成29年度の定例監査対象の小中学校に係る財産の貸付、使用許可状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の結果

指摘する事項はなかった。

定例監査結果

課等名	監査の結果
社会教育青少年課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付事務において、補助金交付決定伺に補助対象経費の記載がないものがあった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市PTA連合会運営費補助金 ・ 民俗芸能連合保存会補助金 ・ 郷土史研究協議会補助金 ・ 羽陽和光会運営費補助金 ・ 子ども会育成連合会運営費補助金 2 山形市青少年育成推進員連絡協議会の事務において、立替払をしているものがあった。
スポーツ保健課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山形市総合スポーツセンターの行政財産目的外使用許可事務において、許可書及び納入通知書の使用料の額を誤ったことにより、少ない額で徴収しているものがあった。 2 収入事務において、私用電気料が納期限後20日を超えて納付されているが、督促手続きを行っていないものがあった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ みなみ市民プール ・ 山形市総合スポーツセンター野球場 3 山形市野球場の施設管理において、消防法施行規則に定める回数消防訓練を実施していなかった。 4 山形市学校保健会の経理事務において、講師謝礼から源泉徴収していなかった。
学校給食センター	指摘する事項はなかった。
小・中学校	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警備報告書において、特に懸念される次のようなものがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気消し忘れについて12月～3月で2日2件の指摘があったもの（滝山小学校、蔵王第三小学校・蔵王第二中学校、本沢小学校） (2) 1階部分の未施錠・開放について12月～3月で8日8件の指摘があったもの（滝山小学校）